◎新潟県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 余川塩沢停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
南魚沼市塩沢字来清1447番1から	新	16.0~19.4メートル	280.0メートル
同市塩沢字後ノ田1229番5まで	旧	11.3~16.6メートル	280.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道塩沢停車場八竜新田線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 塩沢停車場八竜新田線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	\mathcal{O}	幅	員	延	長
南魚沼市塩沢字後ノ田12	29番5から	新	16. 0	~19.	4メ	ート	rV	280.0メー	トル
同市塩沢字来清1447番1まで		旧	11.3~16.6メートル			280.8メートル			

備考 路線の重用

全区間県道余川塩沢停車場線と重用